

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会  
加入施設等災害時相互応援規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下、「県老施設」という。）の加入施設・事業所（以下、「加入施設等」という。）が、災害により被災した場合の当該施設（以下、「被災施設」という。）からの要請に応じて加入施設等で相互に協力し、被災施設の応援をすることについて必要事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 対象とする災害は、火災や地震、風水害等により被災し、被災施設だけで入所者の支援や施設運営が困難な災害を対象とする。

(被災施設の範囲)

第3条 被災施設の対象は、災害発生した時点の加入施設等を対象とする。なお、災害の状況に応じて、上記の範囲を超えて応援することは妨げない。

(応援施設)

第4条 被災施設を応援する施設（以下、「応援施設」という。）は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会支部協議会設置運営規程に基づき、被災施設を所管する地区の支部長が、応援施設を所管する地区の支部長との協議にて応援施設を決定する。

2 応援施設を所管する地区は、会長の専決を持って決定することができる。

(応援施設の役割)

第5条 この規程による応援施設の役割は、被災により一時的に入所者に対する支援が困難となった被災施設の入所者の受け入れや、復旧に必要な人的・物的など総合的な応援を行うものとする。

(規程細目)

第6条 この規程を、より実効性のあるものとするため、別に災害時相互応援規程細目を定める。

(災害発生時の埼玉県との連携)

第7条 災害発生時には埼玉県の関係各課と連携し、必要に応じてその要請に応じるものとする。

(規程に定めのない事項等)

第8条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度応援施設と被災施設の協議によるものとする。

附 則

1 この定めは、平成29年4月3日から施行する

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会  
加入施設等災害時相互応援規程細目

(目的)

第1条 この細目は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 加入施設等 災害時相互応援規程（以下、「規程」という。）をより実効性のあるものとするために必要な事項について定めることを目的とする。

(相互応援)

第2条 応援施設は、被災施設からの応援の要請があった場合は、可能な限りその要請に応えられるよう努めるものとする。

(経費の負担)

第3条 応援に要した費用のうち、人的な応援に関する費用は応援施設の負担とし、その他の費用については応援施設と被災施設の協議の上決定する。

(応援時の補償)

第4条 この規程による応援により、応援施設側に負傷などの人身事故が生じた場合には、応援施設がその補償を行うものとする。

(その他)

第5条 その他、この細目に定めのない事項については応援施設と被災施設の協議により決定する。

附 則

1 この細目は平成29年4月3日に施行する